

戸沢村若者総合施設指定管理者仕様書

戸沢村若者総合施設（以下「若者総合施設」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1. 趣旨

本仕様書は、若者総合施設の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2. 若者総合施設の管理代行に関する基本的な考え方

若者総合施設の管理・運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 若者総合施設が若者の魅力ある山村づくりをめざし、若者相互交流を深め青少年の健全育成と産業の振興、若者の定住を図るという設置目的に基づき、管理・運営を行うこと。
- (2) 学校・家庭・地域の団体と連携を積極的に図ること。
- (3) 個人情報保護を徹底すること。
- (4) 効率的な運営を行うこと。

3. 指定の期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで（3年間）

4. 施設の概要

(1) 名称

戸沢村若者総合施設

(2) 所在地

戸沢村大字蔵岡 3718-1

(3) 施設規模

若者センター、野球場、多目的グラウンド、野外ステージ、ふれあい広場

5. 開館時間及び休館日

(1) 開館時間

午前8時30分から午後10時まで。

ただし、午後5時以降の利用者がいないときは、午前8時30分から午後5時15分までとすることができる。

(2) 休館日

毎週月曜日、及び12月29日から1月3日までの期間

6. 法令等の遵守

若者総合施設の管理運営にあたっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令に基づいて行わなければならない。

- (1) 地方自治法
- (2) 戸沢村若者総合施設の設置及び管理に関する条例
- (3) 戸沢村若者総合施設の設置及び管理に関する規則
- (4) 戸沢村個人情報保護条例
- (5) 戸沢村個人情報保護条例施行規則
- (6) 戸沢村情報公開条例
- (7) 戸沢村情報公開条例施行規則

7. 業務内容（施設等の運営及び施行管理）

(1) 施設の運営に関すること

- ①職員の勤務形態は施設の運営に支障がないようにすること。
- ②職員に対して、施設管理運営に必要な研修を実施すること

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること

- ①施設の概要に掲げる施設や設備の適正な管理を行うとともに次の保守管理を行うこと。

若者総合施設管理、電気設備、空調等各種設備、消防用設備、機械設備、グラウンド施設、清掃等

- ②駐車場等ほか構外設備の適切な維持管理を行うこと。（除雪を含む）

(3) 施設の使用許可等

若者総合施設の設置及び管理に関する条例に基づき指定管理者が行う施設等の使用許可等の業務は以下の通り。

① 使用許可等（第5条）

施設等を使用させるときは、指定管理者の許可が必要。

許可にあたっては、施設等の平等利用が確保されるように公正・公平に手続きを行うこと。

許可にあたっては、施設等を安全委かつ円滑に使用するための条件を付すなどして許可を行うこと。

② 使用許可の不許可（第6条）

指定管理者は、使用者が次のいずれかに該当する場合は使用許可しないものとする。

ア) 施設の管理に支障をきたすおそれがあると認めるとき。

- イ) 施設又は付属設備をき損するおそれがあると認められるとき。
- ウ) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- エ) 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められるとき。
- オ) 前各号に掲げるもののほか、使用上支障があると認められるとき。

(4) 利用料金

施設の利用料金は、次の額の範囲であらかじめ村長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

利用料金については、施設の有効活用が図られ、かつ、利用者の利便性を考慮した料金体系となるよう努めること。

なお、若者総合施設の利用料金収入は、指定管理者の収入となる。

①戸沢村野球場及び夜間照明使用料

野球場使用料						野球場夜間 照明使用料
使用区分	1時間 当たり	5時 ～8時	8時 ～12時	12時 ～17時	17時 ～22時	1時間 当たり
村民が営利を目的としない場合	円 250	円 450	円 700	円 1,000	円 1,000	円 3,500
村民以外の方が営利を目的としない場合	500	1,000	1,400	2,000	2,000	7,000
営利を目的とする場合	7,500	12,000	23,000	30,000	30,000	20,000

②若者センター使用料

使用区分	多目的ホール	和室（1室）	集会室（1室）
	1時間当たり	1時間当たり	1時間当たり
営利を目的としない場合	円 600	円 120	円 120
営利を目的とする場合	3,000	600	600

- (1) 電気料 多目的ホール 1時間当たり 220円
各1室あたり // 60円
- (2) 暖房料 多目的ホール 1時間当たり 220円
各1室あたり // 110円
- (3) シャワー使用料 110円

③多目的グラウンド使用料

使用区分	1時間あたり	5時～8時	8時～12時	12時～17時	17時以降
村民が営利を目的としない場合	円 250	円 300	円 700	円 1,000	円 500
村外の人が営利を目的としない場合	500	600	1,400	2,000	1,000
営利を目的とする場合	7,500	12,000	23,000	30,000	20,000

④野外ステージ使用料

使用区分	野外ステージ使用料	夜間照明使用料
	1時間あたり	1時間あたり
営利を目的としない場合	120	220
営利を目的とする場合	600	500

※備考

利用料金の減免について

指定管理者は、あらかじめ村長の承認を受けた基準により、使用料金の全部又は一部を免除することができる。

減免基準の設定にあたって、次の事項は減免の対象に含めること。

①団体に対する減免について

ア) 社会教育団体の登録があり、スポーツクラブに加入しているスポーツ少年団及び中学校部活動保護者会は、使用料全額減免・電灯使用料半額。

イ) 社会教育団体の登録があり、スポーツクラブに加入している団体及び戸沢村芸術文化協会に加入している団体。小中学校関連団体は、使用料全額減免

ウ) 社会教育団体の登録されている団体及び郡内小中学校関連団体は、使用料8割減免。

(5) 緊急対策、防犯、防災対策について、マニュアルを作成し、職員指導を行うこと。

8. 業務に要する経費等

若者総合施設の利用料及び村からの指定管理料をもって運営することとする。

(1) 村は、予算の範囲内で指定管理者に対し、若者総合施設の管理運営に必要な経費として、指定管理料を支払うものとする。

(2) 各年度の指定管理料の額は、村議会での議決により確定するものであり、

また、事業内容により増減があるため、毎年度「年度協定」を締結し定めるものとする。

(3) 指定管理料は、指定管理者からの請求に基づき会計年度ごとに予算の範囲内で協定書が定める方法により、指定管理者に支払うものとする。

(4) 指定管理者が、若者総合施設の設置目的に合致する事業として、自らの予算において自主的に企画し実施する事業（自主事業）を実施して構わないが、自主事業に要する経費に村が支払う指定管理料を充てることはできないものとする。

なお、自主事業を計画・実施する場合は、以下の事項に留意すること。

①事業の計画にあたっては、予め村と協議し、承認を得なければならない。

②事業の実施にあたって、他の利用者の利用が困難にならないこと。

③事業計画において提案があった場合の自主事業の可否については、村と協定を締結する際にあらためて協議するものとする。

(5) 精算及び事業報告

会計年度終了後30日以内に行うこと。

事業報告については、下記に掲げる事項を記載したものとする。

①管理業務の実施状況及び利用の状況

②施設の利用に係る料金の収入実績

③管理業務に係る経理の状況

④その他村長が必要と認める事項

(6) 経理規程

指定管理者は、経理規程を策定し、経理事務を行うこと。

(7) 立入検査

村は、必要に応じて、施設、物品、各帳簿等の立ち入り検査を行うこと。

9. 指定管理者と村の役割分担

項 目	指定管理者	村
施設・設備・備品等の保守点検、維持管理 (清掃等含む)	○	
安全衛生管理	○	
施設等の利用承認	○	
施設等に係る行政財産使用許可		○
業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報の漏えい等による利用者等への対応	○	
事故、火災による施設損傷の責任	○	○
施設利用者の被災に対する責任	○	○

施設の火災共済保険の加入	○	
包括的な管理責任		○

1 0. 業務を実施するに当たっての注意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して業務を円滑に実施すること。

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の個人、団体等に有利あるいは不利になる運営を行わないこと。
- (2) 指定管理者は、管理業務を一括して第三者に委託することはできない。
- (3) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程、要項等を作成する場合は村と協議をおこなうこと。
- (4) 各種規程等がない場合は、村の諸規定に準じて、あるいはその精神に基づいて業務を実施すること。
- (5) その他、この仕様書に記載のない事項については、村と協議を行い決定する。

1 1. 疑義の解決

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は村と協議し決定する。